

# 岡山県老人福祉施設災害対策本部規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、各老人福祉施設の被災の状況を迅速、かつ、一元的に把握し、必要な援助活動等を組織的に行うことを目的とするものである。

## (災害対策本部の設置)

第2条 岡山県老人福祉施設協議会の会長（以下「協議会会長」という。）は会員施設に災害が発生し、また発生する恐れがあるときには、これに的確に対応するため、協議会事務局に災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するものとする。

## (災対本部の組織)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）には、岡山県老人福祉施設協議会の会長をもって充てる。

- 2 協議会副会長は、それぞれ災対本部の副本部長となるものとする。
- 3 災対本部の用務を行うため、必要に応じて本部員を置くものとする。
- 4 本部員は本部長が委嘱する。

## (被災情報の処理)

第4条 被災情報については、各施設より災対本部へ被災状況の報告を受ける。

これによりがたい場合は、最寄りの市町村または岡山県保健福祉部長寿社会課に一元的に集め、この情報を災対本部で掌握するものとする。

- 2 災害情報等の一元的な管理システムの概念図は、別紙1のとおりとする。
- 3 災害を受け、また、災対本部の何らかの支援を求める施設は、別紙2の様式に基づいて被害状況の報告をするとともに、所要の救助活動を求めるものとする。

## (災対本部の職務)

第5条 災害対策本部は、岡山県内の老人福祉施設の災害状況をいち早く取りまとめること。

- 2 前項の被災状況の情報を市町村や県保健福祉部長寿社会課などの関係機関、社会福祉協議会等の関連団体（以下、関係機関という）に提供すること。
- 3 前項までの被災情報に基づいて、被災施設の早期の具体的な救援活動等について関係機関と協議、決定すること。

(被災施設に対する支援)

第6条 災対本部は、別紙2で報告された被災状況と必要な支援策等を、できるだけ早期に施設ごとに取りまとめること。

2 前項で明らかになった必要な救助、支援策のうち、可能なものから具体的な支援活動を開始すること。

3 具体的な支援活動としては、人的な援助と物的な援助を中心に行うものとする。

4 前項までの支援活動については、関係機関と緊密の連携、協力を保ちながら効果的に進めること。

(他府県との窓口業務)

第7条 各施設の被災状況を取りまとめた場合、必要に応じて、全国又は中国地区老人福祉施設協議会に対して、その情報を提供するものとする。

2 また被害の規模が大きくなり、他府県の機関や団体の救護を必要とする事態に至った場合には、救護、要請の窓口となるものとする。

(本部員等の派遣)

第8条 災害が長期に及んでも対応できるようにするため、人的な支援策等については、災害当初から計画的に進めるものとする。

2 本部長は、上記の計画に基づいて、各施設から本部要員又は被災施設支援要員の派遣を求めることができるものとする。

(救援資材の借上)

第9条 本部長は、各施設の被災状況に応じて、車輛、ベッド、車椅子、家具、事務用品等の救援資材の提供を各施設に求めることができるものとする。

(その他)

第10条 その他、この規程に定めない事項で必要な事項は、協議会理事会の意見を聞いた上で協議会会長が定める。

付則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。